

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（591）」

2. 日時：平成29年6月22日 14時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、江寄安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、郡安技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 副長 他10名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社に対して、原子力規制庁は柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」及び「39条 地震による損傷の防止」について審査資料の記載に関して確認を行った。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

〈39条〉

- 事象初期のサプレッションプールへのブローダウン荷重についての説明をまとめ資料に追記する必要があるか検討すること。
- 重大事故等対処設備の選定の考え方における設備分類については再説明すること。また、条文で要求する機能と異なる場合は、まとめ資料の備考欄にその考え方を記載すること。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年6月16日提出資料と同じ）

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について（補足説明資料）